

平成30年第11回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 平成30年11月20日（火）
開会 13時00分 閉会 14時31分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 教育委員会室
- 3 出席者の氏名
教育長 土崎 谷夫
委 員 岩佐 礼子 委 員 平井 國政
- 4 事務局
教育部長 狩生 浩司 教育総務課長 吉村 岩雄
学校教育課長 高野 徹 社会教育課長 淡居 宗則
体育保健課長 榎 英樹
本日の書記 総括主幹 須山 禎宏 副主幹 團塚 竜二
- 5 付議した議案 3件
6 報告事項等 3件
7 その他 0件
8 傍聴人 0名

開 会

教育長 ただいまから平成30年第11回佐伯市教育委員会を開会します。

事務局 (出席委員の確認)

前回会議録の承認

教育長 前回の第10回教育委員会の会議録の承認を岩佐委員お願いいたします。
(会議録に署名)

教育長の報告

- ・10/30 知事ふれあいトーク
- ・10/31 第2回大分県市町村教育長会議、学力向上重点指定校訪問
- ・11/1 大分教育の日（竹田市開催）
- ・11/3 佐伯市表彰式、高校野球招待試合
- ・11/4 昭和中学校70周年記念式典、合唱組曲豊後の國佐伯復刻演奏会
- ・11/6～7 B & G全国教育長会議
- ・11/8 翔南学園津波地震避難訓練（スクールバス含む）
- ・11/10 佐伯城山石垣ボランティア清掃
- ・11/11 佐伯芸術文化祭、ライオンズクラブ英語弁論大会
- ・11/13 三余館に関する要望（文化協会）、部落解放同盟行政交渉

議 案

【議 事】

議案第 37 号 第 5 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

・平成 30 年度一般会計補正予算（第 3 号）

教育長 それでは議事に入りたいと思います。議案第 37 号第 5 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、平成 30 年度一般会計補正予算の説明を各課からお願いします。

＝各課資料をもとに概略を説明＝

教育長 ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はありませんか。

岩佐委員 賃金は臨時職員で報酬は正職員なのですか。

体保課長 報酬は嘱託職員です。

教総課長 嘱託職員は月額が、臨時職員は日額が決まっています。出勤日数は嘱託職員が 204 日、臨時職員が 244 日です。

教育長 市史編さん関係で予算計上がありました。報償費と報酬の違いは何か。

社教課長 条例に規定されていなければ報酬としての支払いができないので、報償費（謝金）で予算を計上していましたが、市史編さん委員会条例が制定されれば委員に対しては報酬で支払いをするようになりますので、報償費から報酬へ組み替えます。

教育長 その他意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 （全委員から「はい」との意見あり）

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 38 号 佐伯市立幼稚園の一時預かり事業に関する規則の一部改正について

教育長 議案第 38 号佐伯市立幼稚園の一時預かり事業に関する規則の一部改正について、担当からお願いします。

学教課長 議案第 38 号佐伯市立幼稚園の一時預かり事業に関する規則の一部改正について、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。提案理由は、佐伯市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例施行規則の一部改正に伴い、引用している条項の整理を行うためです。議案書 10 ページをご覧ください。この規則は保育所と幼稚園の授業料算定の基になる規則です。11 ページの別表第 1 に各階層の利用者負担額を規定していますが、この別表の備考に新たに 3 項が追加されています。第 1 項は政令指定都市と市町村の所得割の額の算定を同じにする、第 2 項と第 3 項は結婚後に離別、死別した方と未婚の方との所得割の額の算定を同じにする規定です。この 3 項が加わったことにより、旧第 1 項、第 2 項が第 4 項、第 5 項に改正されました。この改正により 8 ページの佐伯市立幼稚園の一時預かり事業に関する規則第 11 条で引用している部分の改正が必要になったためです。以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

岩佐委員 10、11 ページの条例施行規則は既に承認されていますか。

学教課長 既に承認されています。

岩佐委員 承認された条例施行規則に合わせるということですか。

学教課長 はい。

教育長 その他ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 39 号 佐伯市米水津温水プール管理規則の一部改正について

教育長 議案第 39 号佐伯市米水津温水プール管理規則の一部改正について、担当からお願いします。

体保課長 議案第 39 号佐伯市米水津温水プール管理規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。提案理由は、第 3 回佐伯市議会定例会の一般質問において、本市にはプールが旧佐伯市に市民総合プール、旧郡部に B & G プール、米水津に米水津温水プールがあり、それぞれの施設ごとに条例が制定されていますの

でその運用等の取り扱いが統一されていない状況の中、障がい者に対する減免について、B&Gプールは規則で規定されており、市民総合プールは指定管理者が回数券を使って割引を行っており実質減免しているが米水津温水プールは減免規定がないとの質問を受けたことに対し、米水津温水プール管理規則の改正を行い減免規定を設けるものです。詳細は新旧対照表で説明します。議案 20 ページをご覧ください。改正する点は第 1 条に第 5 条の関係で、以下「条例」という。を加え、第 5 条に使用料の減免についての規定を新たに加えるものであります。第 5 条本文に「条例第 15 条の規定により使用料を減免又は免除できる場合は、次のとおりとする。」と規定し、その条例第 15 条の内容は別途配布しています条例に記載の「市長は、必要があると認めるときは使用料を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。」です。この条例の規定に基づいて規則で減免できる場合を規則第 5 条第 1 号から第 4 号で規定しています。なお、今回の規則改正は社会教育課所管の社会教育施設の減免規定を参考に規定したものであります。規則第 5 条第 2 項、第 3 項で減免に関する申請、承認等について規定し、第 5 条第 4 項で障がい者手帳を所有している方は申請書等を提出することなく、窓口で手帳を提示すれば減免が受けられるよう規定しています。その他申請書と通知書について新たに様式を定めております。以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

教育長 以上で予定した議事を終了します。ありがとうございました。

報告事項等

- (1) 教職員出退勤時刻記録システム(タイムレコーダー)の導入について
- (2) 公立幼稚園・保育所の在り方について
- (3) 次回教育委員会までの主要行事について

教育長 以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

(確認：特になし)

特にないようですので、以上で本日の第 11 回佐伯市教育委員会を終了します。

終了 14 時 31 分